

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十九号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第三、議案第八十号、平成四年度福生市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野澤久人君登壇）

○企画財政部長（野澤久人君） 御指名をいただきましたので、議案第八十号、平成四年度福生市一般会計補正予算（第二号）につきまして、提案理由並びにその内容についての御説明を申し上げます。

予算の内容に入ります前に、今回の補正予算の概要について御説明申し上げます。

まず、歳入におきまして主なものを申し上げますと、市税におきましては市民税等の調定増、地方交付税において八月に交付決定されました普通交付税の当初見積もりとの差額分、都補助金におきましては都市計画道路整備事業に伴う交付金の追加、繰入金につきましては都市施設整備基金への繰り入れを減額しようにするものでございます。さらに、平成三年度一般会計決算見込みによります繰越金等が主な歳入となっております。

次に、歳出におきましては、主なものを申し上げますと、総務費では（仮称）牛浜駅西口臨時自転車駐車場の整備、民生費では国民健康保険制度の改正に伴い繰出金の増額、土木費では都市計画道路整備事業、教育費では茶室新築事業の増額、それと学校施設等整備基金への積立金等でございます。

それでは、予算書に基づきましてその内容についての御説明を申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、総則でありますが、第一条で既決予算額に歳入歳出それぞれ十四億八百八十一万三千円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ二百十四億二千六百十六万円と定めようとするものでございます。

次に、三ページをお開きいただきたいと存じます。

第一表の歳入歳出補正で、まず歳入についての御説明を申し上げます。

第一款の市税でありますが、四億四千六百十四万四千円を追加でございます。

市民税で二億七千万円の追加は譲渡所得の伸びによる普通徴収分一億五千万円と、所得の伸びによります特別徴収分一億二千万円でございます。

次の固定資産税一億二千七百万円の追加は、土地及び償却資産の調定増によるものでございます。

次の特別土地保有税二千三百十四万四千円の追加は、法人の所有する物件の調定増でございます。

次の都市計画税二千六百万円の追加は、土地に対する調定増でございます。

第七款の地方交付税でございますが、普通交付税におきまして、今般交付決定された当初予算との差額、二億四千四百二十九万九千円の増額でございます。この増額の理由でございますが、基準財政需要額で単位費用額等の見直し及び基準財政収入額の伸びが低かったことによるものでございます。

次に、第十二款の都支出金の九億三千八百八万円の追加は、都補助金でございます。これは都市計画道路三・四・六号線（福生駅西口通り）の都市計画道路整備特別交付金の追加でございます。

次に、第十四款の寄附金三千七百五十九万九千円の追加は、宅地開発指導要綱に基づく学校施設等整備事業寄附金三千六百四十九万九千円と、西武信用金庫からの寄附金百万円及び福生社交ダンス協議会からの寄附金十万円との合計額でございます。

次の第十五款の繰入金、五億九千九百九十四万九千円の減額補正につきましては、当初予定しております都市施設整備基金の取り崩し十七億を六億円減額し、用品調達基金五万一千円を増額したことの相殺によるものでございます。これによりまして都市施設整備基金の総額は六十億八千二百九万八千円となる予定でございます。

次の第十六款繰越金の三億四千七百七十四万六千円の追加は、平成三年度一般会計決算見込みによります繰越金で、当初予算との差額分でございます。

一般会計の繰越金の総額は四億一千七百七十四万六千円と相なります。

次に、十七款の諸収入二百十六万四千円の追加は、福祉補助事業の国都負担金の精算によります過年度収入百七十九万九千円と、コミュニティ助成事業の追加、四十五万五千円との合計額でございます。

以上が歳入でございます、合計いたしますと補正額は十四億八百八十一万三千円の追加で、歳入総額は二百十四億二千六百十六万円となるところでございます。

次に、五ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出について御説明を申し上げます。

第二款の総務費で二千九十六万二千円の追加でございますが、総務管理費の一千九百七十五万八千円は議会委員会の冷暖房機改良工事費百六十万円と、庁用バスに備えつける車載用テレビ百五十万円、(仮称)牛浜駅西口臨時自転車駐車場新設事業にかかる一千百五十五万八千円及び町会六会館に対する改修工事の補助金五十万円の合計額でございます。このうち(仮称)牛浜駅西口臨時自転車駐車場新築事業につきましては、用地を土地所有者から借り上げまして整備し、臨時的に使わせていただく予定でありましたが、過日、不幸にも御本人がお亡くなりになりました。したがって、相続等の関係での変化も予測されますので、当面このまま置かせていただきまして、状況の変化によりまして議会と御相談させていただきます。

戸籍住民基本台帳費の百二十四万四千円は、瑞穂斎場の作業員一名増員による瑞穂斎場組合負担金の増加でございます。

次の第三款の民生費七千七百七十三万二千円の追加でございますが、社会福祉費で五千九百二十五万三千円の追加で、内訳としましては、国民健康保険制度の改正に伴いまして人件費、助産費を一般会計でみることになったことによる国民健康保険特別会計への繰出金の追加四千三百七十五万五千円、地域福祉計画策定に伴い基本となる高齢者等の実態調査、分析等の計画策定基礎調査委託料等を含めた事務費の追加八百六十二万三千円、また、利用者の増によりますショートステイ事業及び巡回入浴サービスで五百二十万五千円、社会福祉協議会補助金三百二十二万円の減額と、れんげ園運営費委託料三百三十二万円の追加は、

職員人事異動に伴うもの及び歳入で説明いたしました寄附金十万円を社会福祉協議会補助金として交付するものでございます。それと、各福祉事業で、平成三年度精算によります国都支出金の返還金百四万円と、福祉会館へ都のコミュニティ補助として備品購入費のため五十五万円を追加するものでございます。

以上が社会福祉費の合計額でございます。

児童福祉費の一千二百四十七万九千円の追加は、民間保育所修繕費補助金として福生本町保育園へ百八十七万八千円と、各事業の国都支出金の精算によります返還金一千六十万一千円との合計額でございます。次に、第八款の土木費九億三千六百三十八万円の追加は、市道一〇九七号線牛浜駅西口側道の側溝改良工事として五百三十万円と、都市計画道路三・四・六号線、福生駅前西口通りの都市計画道路整備事業として用地測量、基本設計及び用地買収等の追加九億三千八百八万円の合計額でございます。関係者の御協力をいただきまして、全力を挙げて努力してまいりたいと存ずるところでございます。

次の第九款の消防費の九万九千円は、消防団の退職報奨金負担金掛金の追加でございます。

次の第十款の教育費につきましては、総額で三億二千四百五十二万八千円でございますが、内訳といたしましては、教育総務費二億八千七百二十八万八千円のうち、教育委員会の電話増設に伴う使用料五十二万九千円と、学校施設等整備基金への積立金二億八千六百四十九万九千円との合計額でございます。なお、この基金の総額は二十三億一千一百万円になる見込みでございます。

次の社会教育費の三千六百万円は茶室新築事業費の追加で、多目的に利用できるように面積をふやす等、工事の変更に伴うものでございます。

保健体育費の百五十万円の追加は、市民体育館に電話回線を増設する工事を行うもので、以上が教育費の追加でございます。

次の十三款の予備費でございますが、五千五百十一万二千円は財源調整によるものでございます。

以上、歳出におきまして十四億八百八十一万三千円の追加で、歳出予算総額は二百十四億二千六百十六万円と相なる次第でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定いただきますよう

○議長（赤星行人君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

○十三番（遠藤洋一君） 歳入の市税のところの市民税のところなんですけれども、個人分がこうした形で補正をされて、譲渡所得と、それから特徴分での増加という形なんです、ちょっと法人税の方のことだけ伺っておきたいと思ひます。各自治体ともにこの不況という形で下方修正するところも出てきている状況なんですけれども、我が市においての下半期の法人税の推移をどのように考えていらっしゃるかということをお伺ひしたいと思います。

以上でございます。

お諮りいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

[illegible]

本案について提案理由の説明を求めます。

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第八十一号、平成四年度福生市国民健康保

ございます。

ます。

ます。

第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。

国が三分の二の補助、市が三分の一の負担で実施するものでございます。

額分と職員給与費等繰入金並びに助産費繰入金の相殺額でございます

次の第七款、繰越金の四千八百四十三万三千円につきましては前年度繰越金でございます。以上、歳入の補正額は五千二百五十三万二千円でありまして、歳入の総額を二十四億三千八百五十六万六千円とするものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。第一款、総務費の三十九万八千円の補正でございますが、歳入で説明いたしました電算委託料でございます。

次の第二款、保険給付費の一千八百七十一万七千円の補正は、助産費を二十四万円に引き上げた不足分をお願いするものでございます。

次の第七款、予備費の三千三百四十三万四千円の補正は、収支の調整をさせていただき計上させていただいたものでございます。

歳出の補正額は五千二百五十三万二千円でございます。歳出の総額を二十四億三千八百五十六万六千円とするものでございます。

以上、大要雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（原 敏子君） 歳入の一般会計からの繰入金の関係ですが、今の説明では市町村の国保事業の見直しというのでしょうか、それによって、人件費と助産費については、国保会計から見ますと、そうすると一般会計からの繰入金でみていくのだというふうに、これからになっていくわけですね。この補正からそういうふうになるわけですが、そうしますと人件費とか助産費の関係はこれまで国から来ていたものが、国保会計に国から国庫支出金として出て来たものがなくなるわけですね。そうしますとそれはどうも地方交付税に算入するのではないかというふうに考えていますが、この関係での地方交付税はそういうふうには出てこないのかも知れませんが、二と三の足したのものになっていくのでしょうか、一億

円ちょっと。これで、計算上でそうなるのですけれども、今度の地方交付税の補正ではその関係はどういうふうに明記されてきているのでしょうか。

それがまず一点と、それと、繰入金のところの一、その他一般会計繰入金金が五千六百万円ばかり減額になっていきますけれども、そうしますと、今までの予算の組み方から見ますと、保険基盤安定繰入金とその他一般会計繰入金というふうに、内訳は二本立となっているわけですね。ちょっと持って来なくて申しわけないのでけれども、これでその他の一般会計繰入金が五千六百万円減額になった当初の金額をちょっと教えてもらえればその差額、現実のその他一般会計の繰入金ですね、それをちょっと、今の時点ものを教えてほしいと思うのです。

それと三つ目に、今後、補正はこの後どうなるかわかりませんが、来年度の当初予算ですね、そうしますと、この繰入金の欄につきましては、保険基盤安定繰入金とその他一般会計繰入金と今まではなっていますけれども、その他一般会計の繰入金の中に職員給与とか助産費繰入金というふうに分けて、純然たる繰入金と、職員人件費と助産費と分けて記入されるようになるのでしょうか。そのところだけ。

○市民部長（岩崎好亮君） 御指摘の繰入金と地方交付税、それからその関連した予算の組み方の質問でございますが、まず第一点でございますが、この助産費と人件費の分をいわゆる交付税でみるということでございますので、交付税の方でどういうふうに計算されていたかという質問だろうと思うのですが、交付税では、交付税の中の基準財政需要額の中の、そのうちの中で保健衛生費というのがございまして、保健衛生費の中に今回の国民保険の医療助成というような項目で、費用がかかるというふうなことで計算されました、それが一人当たり約六百九十三円かかるだろうという計算がされているわけでございます。

それで、計算の内容を申し上げますと、態容補正だとか、いろいろ細かい計算はございますが、財政需要額の中ではこの分は四千五百万円ほどみております。四千五百五十万八千円みていますというふうに計算上は出ているわけでありまして、ただ、これは需要額の計算をしたこととございまして、交付税そのものはこれだけを見ているわけではなくて、例えば小学校の生徒の数だとか道路の数だとかということでは、総合的な需要費になってまいりますので、全部くるめてまいりますので、これだけがきたということではござい

せんけれども、需要額の計算の基礎に入っているというでございます。それに、先ほど企画財政部長の方からも説明があったかと思いますが、収入額等を引いて交付額が出ますので、きっかりこの金額が来ているというわけにはならないと思いますが、計算上はそういうふうになっているというところでございます。

ただ、実際の不交付団体、交付団体というふうなこともございますし、私どもの財政力指数だとか、そういうようなことからの考慮がされますので、必ずしもそういうふうになっているわけではございませんが、基準財政需要額の中には算入されているということを御理解いただきたいと思います。

それから次に、今度は職員の、その他会計が、この前の当初予算のときにはその他一般会計と保険基金安定繰入金、この二つだったんですが、その他一般会計繰入金というのを、今度の制度ではこのように分けられたかという指導といいますが、規則が出まして、一番、二番、三番というふうになったわけでございます。なつたわけでございますが、その中でその他の一般会計繰入金は当初予算から補正を含めてどうなのかという質問だろうと思いますが、当初予算では三億一千八百九十五万六千円を上げておりました。したがって、ここで減額の五千六百八十三万四千円を引きますので、全体では二億六千二百十二万二千円になろうかと思ひます。

それで、これは先ほど申し上げましたように、その他一般会計が三通りに分かれたということでございます。まして、職員の方がそちらの方に、名称といひますか、説明が変わつたというように、職員給与費等なんかが変わったというふうに御理解いただければと思ひます。

それから、来年度の予算でございますが、これは今年は職員の給与費等繰入金は一般会計から、途中でございまして、国保はもうわけでございますが、来年はこの繰入金はそういう制度をしないということ、この国保で、歳出で落としておりました人件費は一般会計の方の民生費の方で落とすと、したがって、繰入金もしないというように来年はなろうかと思ひます。以上でございます。

○十二番（原 敏子君） 今の説明で大体わかりましたけれども、そうしますと、この国庫支出金の減額になつた人件費を含む事務費負担金ですね。それと助産費を含む減額になつた、この額を合計しますと三千九百八十七万一千円ですね。それが今の部長の言われた計算でいうと、大体四千五百万円ぐらい交付税の

中に、計算上はそうなると。ここで繰入金の関係の二と三を足しますと一億ですね。そうですね。二と三を足しますと一億円余りになりますね。そうするとこれは国庫支出金の方は一〇〇%来るわけではないからというふうに計算すればいいわけですか。それとも、例えば簡単なのは助産費補助金なんですけれども、これが七百三十六万六千円減額になつていて、一般会計からは二千七百万円も増額、入れなければならぬという、こういう絡みは国庫の負担割合との関係がそれは当然ありますけれども、それにしてもこの差額は、ちょっと計算していませんのですけれども、大きいのではないかというふうに思ふのですけれども、ここらはどういう計算をするのでしょうか。

それともう一つは、このその他一般会計からの繰入金をここで五千六百万円減額すると、今、言われまして二億六千万円だということですね。そうすると、これは平成三年度の予算書なんですけれども、当初の予算で見まして、当初で二億七千万円入れているわけですね。その他に入れているのです、予算書を見ると。そうすると、ここではこの四年度の補正（一号）では、ここでは前年度比減額になつていく形になりますけれども、その他の一般会計の繰入です、人件費と助産費を除いて。これはどうのこうのこのこと、言うことではありませんけれども、減額になつているのだなということをはひとつ指摘しておきたいと思ふのです。

そうすると、今、職員給与の繰入金はわかりました。来年度はなくなつちゃう、人件費がそもそこへ計上されないわけだから、こういう繰入金も必要なくなるけれども、では助産費の繰入金だけは残つていくというふうな考へていいのです。まずそこるところだけ。

○市民部長（岩崎好亮君） 六款の助産費の繰入金の二千七百二十万円というのと、助産費の七百三十六万六千円の減額とのことでございますが、これは最初の、当初は補助金の方が、いわゆる国の方が三分の一だったのでございます。三分の一だったのが今度は三分の二になるわけでございます。ですから繰入金の額が三分の一ですからその倍になるというように解釈をしていただければというように思ふわけでありま

す。それから、二千七百二十万円になつたのは、一つは今度は歳出の方が一千八百七十万円ほどふえますの

でこういうようになる、一千八百七十万円と約七百三十六万六千円が足されるような恰好になりますので、二千七百万円、歳出の方に出しているということでございますので御理解いただきたいと思います。

それから、最後の助産費の方は来年も残ってこのような恰好になるというふうに、御指摘のとおりでございます。以上でございます。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

○議長（赤星行人君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十一号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第五、議案第八十二号、平成四年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 佐藤喜一郎君登壇）

○建設部長（佐藤喜一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第八十二号 平成四年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は繰越金に関するのみでございます。

恐れ入りますが五五ページをお開きいただきたいと思います。

総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四千二百二十八千円を増額し、歳入歳出予算の総額を二十四億六千三百四十万四千円と定めようとするものでございます。次に、五七ページをお開きいただきたいと思います。

第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。歳入でございますが、繰越金で四千二百二万八千円の増額補正は前年度繰越金でございます。

以上、歳入合計二十四億六千三百四十万四千円と相なるものでございます。

次に、歳出でございますが、予備費で四千二百二十八千円を増額し、財源調整をするものでございます。以上、歳出合計二十四億六千三百四十万四千円と相なるものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十二号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 十一時まで休憩をいたします。

午前十時四十五分 休憩

午前十一時 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第六、議案第八十三号、平成三年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(収入役 内田和雄君登壇)

○収入役(内田和男君) 御指名をいただきましたので、議案第八十三号、平成三年度福生市一般会計決算認定につきまして御説明申し上げます。

初めに、内容に入る前に、既に正誤表をお送りいたしましたでしたが、決算書の内容に誤りがあり御迷惑をおかけいたしました。おわびを申し上げますとともに、御訂正方よろしくお願い申し上げます。

では、内容について御説明申し上げます。

おかげさまで平成三年度の一般会計はバブルの崩壊、公定歩合の数次にわたる引き下げなど、社会経済が激動する中におきまして、健全な財政運営ができ、一定の成果を上げることができましたことはひとえに議員の皆さま並びに市民の方々の御協力と御理解のたまものと深く敬意を表するとともに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、平成三年度の市の財政一般について、普通会計ベースでその概要について若干申し上げます。それでは、平成三年度の市の財政一般について、普通会計ベースでその概要について若干申し上げます。それでは、平成三年度の市の財政一般について、普通会計ベースでその概要について若干申し上げます。

まず、収支の状況でございますが、歳入の伸び率は歳出の伸び率を若干下回り、実質収支額は四億一千七百七十四万六千余円となっております。また、単年度収支額は六千八百五十七万八千円の減となっております。実質収支比率は四・六％で、前年度と比較いたしますと一・四％の減となっております。歳入全体の伸び率は五・一％でございます。前年度の伸び率一七・九％を一二・八％下回っております。これは市税、地方交付税、国庫支出金、都支出金及び財産収入等の伸びにもかかわらず、繰越金、利子割交付金、収益事業収入、寄附金等が減になったためでございます。

歳出につきましては、総体的には五・三％の伸び率となっております。これは普通建設事業費の単独事

業費、繰出金及び補助費等の増が主なものとなっております。事務的経費につきましては五・一％の増加を示しております。これは扶助費及び人件費の増によるものでございます。また、全体の指数の三六・七％を占めております。それから、投資的経費につきましては二六・七％の増となっております。これは主に単独事業費の増によるものでございます。

以上が歳入歳出の概要でございますが、財政構造を見る財政分析指標について若干申し上げます。経常収支比率は六九・五％でございます。前年度と比較いたしますと二・三％の増となっております。それから、基金の総額につきましては百三十五億四千八百七十八万八千余円でございます。前年度と比較いたしますと二十億四千五百七十七万八千余円の増となっております。

起債の残高は四十六億五千六百九十八万九千九百九十九円でございます。前年度と比較いたしますと一億四千五百三十八万七千円の減となっております。

債務負担行為額は八十二億六千二百三十七万八千円でございます。前年度と比較いたしますと六億九千五百三十八万七千円の増となっております。

続きまして、歳入歳出の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の決算書の一ページから二ページをお開きいただきたいと思います。

総括表でございますが、予算総額は歳入歳出とも百八十七億三千二百九十九万七千円でございます。前年度予算額と比較いたしますと六・一％、十億七千四百四十万六千円の増となっております。歳入決算額は百八十六億九千三百三十八万五千七百七十七円でございます。収入率は予算に對しまして〇・二％の減となっております。また、歳出決算額は百八十二億七千四百一十一万八千六百円でございます。執行率は予算に對しまして九七・二％でございます。歳入歳出差し引き残高は四億八千五百九十七万五千六百三十一円でございます。これは翌年度への繰越金でございます。なお、この繰越金の中には繰越明許費としての一財財源六千八百二十二万九千九百九十九円が含まれております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

決算書の七ページから八ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第一款の市税の収入済額は七十五億二千二百二十八万八千余円でございます。収入率は予算額に対しまして〇・一％の減となっております。全体に占める歳入決算額の構成比の割合は四〇・二％でございます。また、前年度と比較いたしますと三・六％、二億五千九百九十五万一千余円の増となっております。市民税につきましては、二・六％、固定資産税が九％及び市たばこ消費税が一％の増となっております。特別土地保有税につきましては対象物件がなく、収入はありませんでした。

都市計画税については、税率の引き下げにより四・七％の減となっております。

市民税と固定資産税が税収の中に占める割合は八八・四％になっております。また、市税全体の徴収率は九四・五％でございます。前年度と比較いたしますと一・一％の減となっております。なお、不納欠損額は二千三百四十二万一千七百六十五円でございます。前年度と比較いたしますと一千四百七十三万六千二百五十九円の増、また、件数は九百八十二件で二百六十六件の増となっております。

それから、収入未済額は四億一千八百五十七万八千六百五十六円でございます。前年度と比較いたしますと九千二百二十七万四千四百十八円、二八・三％の増となっております。

次に第二款、地方譲与税については、前年度と比較いたしますと三千二百四十万三千円の増となっております。

次に第三款、利子割交付金につきましては、前年度と比較いたしますと二八・一％、一億三千六百六万七千円の減となっております。

次に、第四款、自動車取得税交付金につきましては、前年度と比較いたしますと百一万一千円の減となっております。

次に第五款、国有提供施設等所在市町村助成交付金等につきましては、前年度と比較いたしますと百万円の増となっております。

次に第六款、地方交付税につきましては、前年度と比較いたしますと一〇・一％、一億六千七百九十七万七千円の増となっております。これは基準財政需要額に対しまして基準財政収入額の伸び率が低く、増となったものでございます。

次に、九ページから一〇ページをお開きいただきたいと存じます。

第七款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と比較いたしますと百五十七万九千円の増となっております。

次に第八款、分担金及び負担金につきましては、前年度と比較いたしますと一千六十七万五千余円の増となっております。これは老人施設措置費負担金及び児童措置費負担金が主なものでございます。

次に第九款、使用料及び手数料につきましては、前年度と比較いたしますと三百九十三万一千余円の増となっております。主なものとしては市営住宅使用料でございます。

次に第十款、国庫支出金につきましては、前年度と比較いたしますと九・一％、一億八千六百二十八万二千余円の増となっております。主なものとしては、福生保育園改築事業及び志茂公園新設事業補助金でございます。収入未済額九千二百七十九万五千円は福生保育園改築事業の繰越明許費分でございます。

第十一款、都支出金につきましては、前年度と比較いたしますと一五・二％、二億五千七百三十五万七千余円の増となっております。主なものとしては、福生及び熊川保育園改築事業一億四千三百五十二万七千円及びスポーツ・レクリエーション施設建設費八千二百四十九万九千円の補助金でございます。収入未済額九千六百七十八万二千円は、福生保育園改築事業の繰越明許費分でございます。

第十二款、財産収入につきましては、前年度と比較いたしますと六二・二％、五億三百三十四万一千余円の大増となっております。主なものとしては、基金の利子及び土地売却収入でございます。次に、一一ページから一二ページをお開きいただきたいと存じます。

第十三款、寄附金につきましては、前年度と比較いたしますと八千六百五十四万円と大幅な減になっております。これは宅地開発指導要綱に基づく学校施設整備事業寄附金の減が主なものでございます。

次に第十四款、繰入金につきましては、前年度と比較いたしますと七四・三％、四千九百三十三万五千余円の大増となっております。これは基金からの繰入金の減によるものでございます。

次に第十五款、繰越金につきましては、前年度からの繰越金四億九千七百七十四万余円でございます。

次に第十六款、諸収入につきましては、前年度と比較いたしますと七・九%、四千二百六十三万二千余円の減となっております。これは市預金利子及び収益事業収入の減が主なものでございます。

次に第十七款、市債につきましては、前年度と比較いたしますと一五・九%、五千七百四十万円の減となっております。これは対象事業の減によるものでございます。

次に第十八款、特別地方消費税交付金につきましては二百五十九万九千円で、これは地方税法の一部改正によりまして、平成三年度から新たに設けられた交付金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

一三ページから一四ページをお開きいただきたく存じます。

まず、第一款の議会費でございますが、予算額に対しての執行率は九八・六%でございます。また、不用額が四百万八千余円出ておりますが、これは旅費及び委託料がその主なものでございます。

次に第二款、総務費につきましては、執行率は九七%で、全体の構成費の一五%を占めております。前年度と比較いたしますと八・四%、二億五千五十六万七千余円の減となっております。この主なものは庁舎建設基金積立金の減によるものでございます。また、繰越明許費の六千八百二十二万九千円につきましては、第三庁舎建設事業費でございます。

項別に申し上げますと、第一項の総務管理費につきましては、前年度と比較いたしますと一一・六%、二億八千七百八十四万九千余円の減となっております。これは庁舎建設基金積立金の大幅な減が主なものでございます。

第二項の徴税費につきましては、前年度と比較いたしますと八%、二千七十一万六千余円の増となっております。これは職員人件費の増が主なものでございます。

第三項の戸籍住民基本台帳費につきましては、前年度と比較いたしますと八・四%、一千六百六十五万一千余円の増となっております。これは瑞穂斎場組合負担金の増が主なものでございます。

第四項の選挙費につきましては、前年度と比較いたしますと五三・一%、二千四十二万余円の増となっております。御案内のとおり、都知事及び市議会議員選挙が行われたためでございます。

第五項の統計調査費につきましては五三・三%、一千九百七十七万七千余円の減となっております。これは国勢調査費の減が主なものでございます。

第六項の監査委員費につきましては、前年度と比較いたしますと一七・二%、四百二十七万余円の増となっております。これは職員人件費の増が主なものでございます。

次に第三款、民生費につきましては、執行率は九二・七%で、全体の構成比の二一・九%を占めております。前年度と比較いたしますと一七・二%、五億八千六百四十九万余円の増となっております。なお、不用額が一億二千三百四十四万余円出ておりますが、扶助費がその主なものでございます。また、繰越明許費一億八千九百五十七万七千円につきましては、福生保育園改築事業費でございます。

第一項の社会福祉費につきましては、前年度と比較いたしますと二三・二%、二億六千五百十八万二千余円の増となっております。これは社会福祉協議会補助金及び国民健康保険特別会計繰出金の増が主なものでございます。

第二項の児童福祉費につきましては、民生費の四三・七%を占めており、前年度と比較いたしますと二・七%、三億二千三百五万三千余円の増となっております。主なものとしては、児童措置費委託料の八億一千三百八十一万九千余円、福生・熊川保育園運営委託料二億三千三百三十八万二千余円、福生保育園改築事業費一億六千八百十八万四千余円、児童手当及び児童育成手当一億二千八百四十三万六千余円でございます。

第三項の生活保護費につきましては、ほぼ前年度と同様でございますが、不用額の六千八百六十八万三千円につきましては、扶助費がその主なものでございます。

第四款、衛生費につきましては、執行率は九八・八%でございます。前年度と比較いたしますと一〇・六%の減となっております。

第一項の保健衛生費につきましては、前年度と比較いたしますと四二・七%、二億一千二百八十四万六千余円の大幅な減となっております。これは健康センター駐車場増設事業費の減が主なものでございます。第二項の清掃費につきましては、前年度と比較いたしますと一四・八%、九千三百三十万八千余円の増

となっております。主なものとしたしましては、西多摩衛生組合負担金二億四千五百三十三千円、じん芥収集及び不燃物収集委託料二億二千五十一万八千余円並びにリサイクルセンター修繕料三千五十五万四千円が主なものでございます。

第五款、労働費につきましては、執行率は五六・二％で、不用額は六十八万三千余円となっておりますが、主なものは民間日雇労働者対策費の期末手当でございます。

次に、一五ページから一六ページをお開きいただきたいと存じます。

第六款、農林水産業費につきましては、執行率は九七・五％で、前年度と比較いたしますと一一・六％の増となっております。主なものとしたしましては、職員人件費二千九百四万三千余円及び緑化推進に要する経費一千百五十五万一千余円でございます。

第七款、商工費につきましては、執行率は九七・四％でございます。主なものとしたしましては、中小企業振興資金貸付預託金三千三百万円、七夕まつり委託料一千六百五十万円、福生市商工会補助金一千四百八十一万九千円でございます。

次の第八款、土木費につきましては、執行率が九九・一％で、全体の構成比の一七・六％を占めております。前年度と比較いたしますと一・七％、五千三百四十五万一千余円の増となっております。

第一項の土木管理費におきましては、職員人件費が主なものでございます。

第二項の道路橋りょう費につきましては、前年度と比較いたしますと五・七％、五千四百五十四万七千余円の増となっております。主なものとしたしましては、田園二十八号線ほか二改良事業二億二千六百一十六千余円及び市道第三一五号線新設事業の用地買収費一億一千八万六千余円でございます。

第三項の都市計画費につきましては、前年度と比較いたしますと二・七％、五千五百十三万二千余円の増となっております。主なものとしたしましては、下水道会計への繰出金九億円、志茂公園新設事業及び熊川緑地新設事業の用地買収費八億五百三万円でございます。

第四項の住宅費につきましては、前年度と比較いたしますと六〇・八％、五千九百五十三万円二千余円の減となっております。この減は工事費の減によるものでございます。

第九款、消防費につきましては、執行率は九九・七％でございます。前年度と比較いたしますと七・五％、五千六百八十九万九千余円の減となっております。この主なものは災害備蓄庫等用地取得事業費の減によるものでございます。

次に第十款、教育費につきましては、執行率は九八・八％で、全体の構成比の二四・七％を占めております。前年度と比較いたしましたして三七・一％、十二億一千七百四十四万七千余円の増となっております。不用額が五千二百三十三万八千余円出ておりますが、この主なものは工事請負費の入札差金、需用費及び委託料でございます。

第一項の教育総務費につきましては、前年度と比較いたしますと二一八・二％、八億三千三百九万六千余円の増となっております。これは学校施設等整備基金の積立金が主なものでございます。

第二項の小学校費につきましては、前年度と比較いたしますと二一・三％、二億八百五十七万八千余円の減となっております。これは学校施設改良工事請負費の減がその主なものでございます。

第三項の中学校費につきましては、前年度と比較いたしますと三四・一％、一億六千四百三十八万一千余円の増となっております。これは第二中学校講堂災害復旧事業及び学校施設改良の工事請負費の増がその主なものでございます。

第四項の学校給食費につきましては、前年度と比較いたしますと三〇・二％、七千三百十二万五千余円の増となっております。これは第一給食センター廃水処理施設改良の工事請負費がその主なものでございます。

第五項の社会教育費につきましては、ほぼ前年度と同様でございます。

第六項の保健体育費につきましては、前年度と比較いたしますと八一・四％、三億三千六百八十一万九千余円の増となっております。これは市民体育館主競技場窓枠改良の工事請負費がその主なものでございます。

第十一款、公債費につきましては、執行率は九九・七％で、前年度とほぼ同様でございます。次に、一七ページから一八ページをお開きいただきたいと存じます。